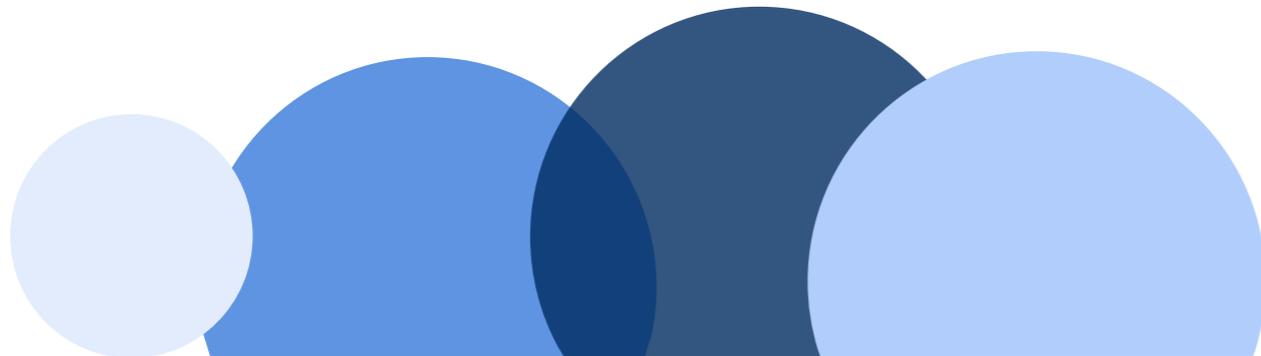
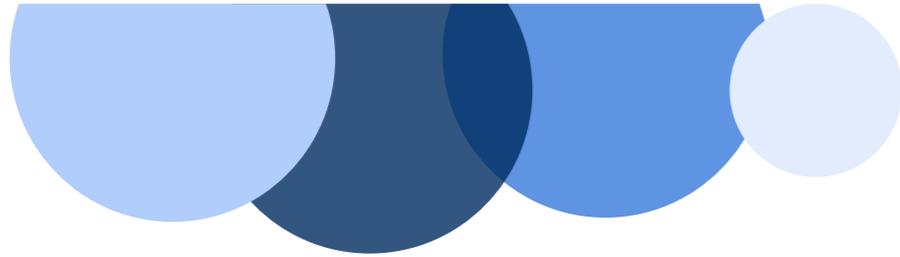


5. 人材確保・人材育成

人材育成の連携について





本講義の狙い

- 人材育成に係る連携体制について理解・把握することができる

本講義の内容

- 人材育成の連携について———4
- 人材育成に係る自治体内連携———5
- 自治体間・各種ステークホルダーとの連携———6
- 具体的な人材育成方法を推進するための連携———12
- 本講義のまとめ———13

人材育成の連携について

- 人材育成に係る自治体内での連携
- 平成27年度に厚生労働省で実施された保健師に係る研修のあり方等に関する検討会のとりまとめでは、自治体内での連携に関して以下の記載がされている
 - 保健師における人材育成の仕組みを構築するためには、人事部門とも連携しながら進めることが不可欠である
 - 地方公務員法改正に伴い、全ての自治体で人事評価制度の導入が進められているとともに、「地方自治体・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」(平成9年11月14日 自治省)に基づき、全ての自治体において人材育成基本方針が策定されることとなっている(上記指針は令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」に全面改訂されている)

人材育成に係る自治体内連携

- 自治体内連携を行う上での流れ
- 自治体内で人材育成を行うための連携は以下のように実施する

人材育成体制構築のための議論の実施・指針の策定

自治体組織として効果的な保健師の人材育成体制を構築するために、保健師間で議論を重ね、人材育成指針を定めて保健師間の共通理解を図る

- 目指すべき保健師像
- 人材育成の方針・体制

人材育成の組織的な推進

自治体全体の人材育成を体系化する役割を持つ人事部門と共に検討する場を設け、保健師に求められる能力の評価指標を協働して策定する

自治体間・各種ステークホルダーとの連携

- 人材育成に係る多様な連携

- 保健師の人材育成・研修を企画し実施するにあたり、都道府県による計画的かつ継続的な人材育成の支援・推進が重要となる
- 都道府県における取組みや都道府県と市町村との連携状況により、全ての自治体における保健師の人材育成を推進するためには、規模の小さい自治体の支援も重要となる
- 本講義では以下の3つの連携を紹介する
 - ① 自治体間の連携
 - ② 教育機関との連携
 - ③ 関係機関との連携

自治体間・各種ステークホルダーとの連携

- ①自治体間の連携

- 市町村間連携の促進

- 規模や特性が近い市町村・近隣市町村間の連携

規模や特性が近い市町村間や近隣市町村との連携が重要となるとともに、広域連合など市町村間連携の仕組みを活用した保健師の研修会の合同開催等が効果的である

- 統括保健師の設置と連携促進

人材育成に関して市町村間連携を担当する統括保健師等を各市町村に設置し、連携促進を図ることが求められる

自治体間・各種ステークホルダーとの連携

都道府県や保健所による市町村への支援・連携の強化

- 市町村連絡協議会等の定例開催を通じた実態把握

都道府県及び保健所は、市町村連絡協議会等の定例開催などを通して市町村間の連携促進を図り、人材育成に関する市町村からの相談対応体制を整備するなど、市町村の実態を常に把握する体制を整えることが求められる

- 地域課題の把握と共同連携

市町村と連携して困難事例に対応したり、事業評価を共に実施するなどによる支援が効果的である

- 人材育成ガイドラインの作成

都道府県は、管内市町村の参加を得て、市町村においても活用可能な人材育成ガイドラインを作成することが求められる

自治体間・各種ステークホルダーとの連携

都道府県や保健所による市町村への支援・連携の強化

- 顔の見える関係性の構築

都道府県と市町村との間で保健師の人事交流を行う等、顔の見える関係性により、双方の人材育成における継続的な支援・連携体制を構築する

- 関係機関の活用

市町村は人材育成の方針について自組織内で検討し明確にしておくとともに、必要に応じて都道府県や保健所、大学等の関係機関を積極的かつ効果的に活用することが望ましい

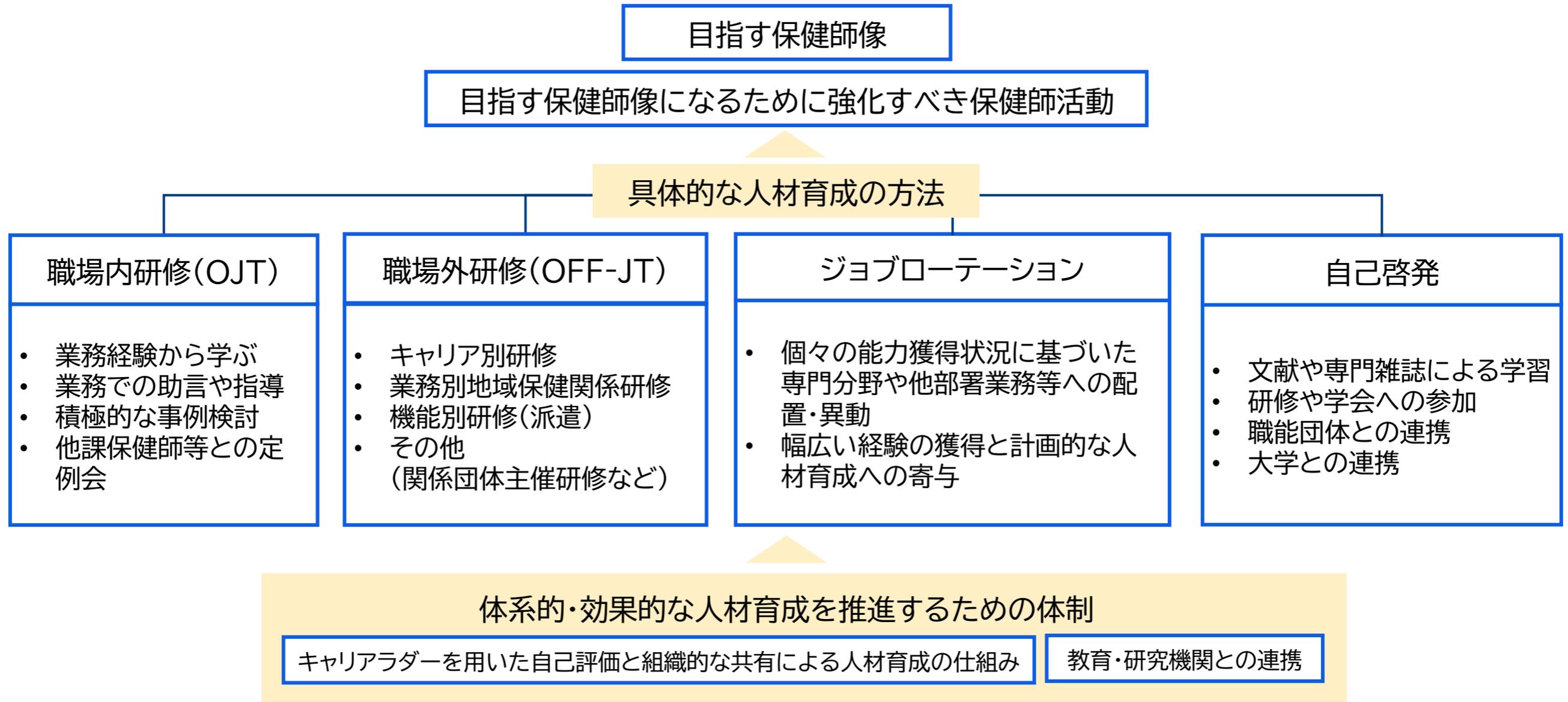
自治体間・各種ステークホルダーとの連携

- ②教育機関との連携
- 教育機関が自治体保健師の現任教育に関わるメリットとして以下の点が明らかになっている
 - 現場の保健師活動を教育機関がより理解し、教育・研究に活用することができる
 - 自治体保健師との連携が強化される
 - 自治体に就職した卒業生が学生のロールモデルとなり、教育への好影響となる
 - 大学として地域貢献の役割を果たすことができる
- 教育機関が自治体保健師の現任教育に関与することによって得られる教育機関側のメリットや多様な関わり方を、教育機関が把握することが重要である
- 教育機関との連携に際しては、自治体が主導し教育機関と連携する目的・目標を明確にした上で、それを教育機関と共有し協働して取り組むことが求められる

自治体間・各種ステークホルダーとの連携

- ③関係機関との連携
 - 日本看護協会や全国保健師長会等の関係機関との連携は重要であり、すでに多くの研修が実施されている
 - 関係機関が開催する研修は複数の自治体の保健師が参加するため、組織を越えた保健師間の横のつながりを構築する場にもなる
 - 関係機関は研修の企画そのものについても自治体保健師の意見を反映することで、保健師の活動の実態に沿った必要性の高い研修を実施し提供することができる

具体的な人材育成方法を推進するための連携



本講義のまとめ

- 自治体内での連携においては、人事部門との連携、方針の設定が重要である
- 自治体間の連携においては、都道府県による支援・推進や、特に小規模自治体の支援が重要である
- 規模や特性が近い市町村間の連携は重要であり、統括保健師を設置することで顔の見える関係性を構築することが可能となる
- 保健所による人材育成支援や、市町村と連携した困難事例の対応・事業評価の共同実施が効果的である
- 教育機関が自治体保健師の現任教育に関わることは複数のメリットがあり、自治体が主導し教育機関と連携する目的・目標を明確化・共有した上で、協働して取り組むことが求められる
- 具体的な人材育成方法として、「OJT」「OFF-JT」「ジョブローテーション」「自己啓発」が挙げられ、それぞれの方法によって連携先は異なる